

大野市教育振興基金設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新	旧
<p>(基金)</p> <p>第2条 基金の種類_____は、次のとおりとし、基金は寄付金をもって充てる。</p> <p>(1) 学校教育振興基金（尾崎基金） _____</p> <p>(2) 社会教育振興基金（西基金） _____</p> <p>(3) 学校・幼稚園教育図書充実基金（ニチコン基金） _____</p> <p>(4) 青少年スポーツ振興基金（大野高校野球部後援会基金） _____</p> <p>(5) 教育環境充実基金（山内建設基金） _____</p> <p>(6) 音楽教育振興基金（前田組基金） _____</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第5条 市長は、小中学校及び幼稚園の教育並びに社会教育の振興を図る財源として、<u>基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(基金)</p> <p>第2条 基金の種類<u>及び金額</u>は、次のとおりとし、基金は寄付金をもって充てる。</p> <p>(1) 学校教育振興基金（尾崎基金） <u>3,000,000円</u></p> <p>(2) 社会教育振興基金（西基金） <u>1,000,000円</u></p> <p>(3) 学校・幼稚園教育図書充実基金（ニチコン基金） <u>5,000,000円</u></p> <p>(4) 青少年スポーツ振興基金（大野高校野球部後援会基金） <u>3,000,000円</u></p> <p>(5) 教育環境充実基金（山内建設基金） <u>1,000,000円</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>